

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【公開番号】特開2016-165384(P2016-165384A)

【公開日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-055

【出願番号】特願2015-46713(P2015-46713)

【国際特許分類】

A 47 L	9/00	(2006.01)
A 47 L	7/04	(2006.01)
A 47 L	9/10	(2006.01)
A 47 L	9/16	(2006.01)
A 47 L	9/28	(2006.01)

【F I】

A 47 L	9/00	B
A 47 L	7/04	Z
A 47 L	9/10	D
A 47 L	9/16	
A 47 L	9/28	C

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月1日(2017.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

集塵ユニットと電動送風機と制御手段とを有する掃除機本体と、

前記掃除機本体に接続するサクションホースと、

前記サクションホースに接続する接続パイプと、

前記接続パイプに設けられた操作表示部と、

を有する電気掃除機において、

前記掃除機本体には、塵埃を含む気流を吸い込む吸気側ホース接続口と、塵埃を分離した気流を排気する排気側ホース接続口と、が形成され、

前記サクションホースは、前記吸気側ホース接続口または前記排気側ホース接続口に選択的に接続する接続部を有し、

前記接続部には、前記操作表示部と電気的に接続する接続端子が設けられ、

前記吸気側ホース接続口には、前記接続部が前記吸気側ホース接続口に接続すると前記接続端子と接続する吸気側端子受け部が設けられ、

前記排気側ホース接続口には、前記接続部が前記排気側ホース接続口に接続すると前記接続端子と接続する排気側端子受け部が設けられ、

前記吸気側端子受け部及び前記排気側端子受け部は、前記制御手段と電気的に接続し、前記制御手段は、前記操作表示部から前記吸気側端子受け部または前記排気側端子受け部を介して入力された信号に基づき前記電動送風機を制御することを特徴とする電気掃除機。

【請求項2】

前記操作表示部を操作することにより、前記電動送風機の出力を変更することが可能で

あることを特徴とする請求項 1 に記載の電気掃除機。

【請求項 3】

前記集塵ユニットは、吸込んだ含塵空気から塵埃を分離する構造がサイクロン構造であることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の電気掃除機。

【請求項 4】

前記電動送風機の上流側及び下流側に、フィルターが設けられたことを特徴とする請求項 1 から請求項 3 の何れか 1 項に記載の電気掃除機。

【請求項 5】

前記電動送風機から前記排気側ホース接続口へ至る風路は排気洩れを防ぐシール構造となっていることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 の何れか 1 項に記載の電気掃除機。

【請求項 6】

前記掃除機本体は、収容ユニットを有し、

前記集塵ユニットは、前記収容ユニットに着脱自在に取り付けられ、

前記吸気側ホース接続口及び前記排気側ホース接続口は、前記収容ユニットに形成される請求項 1 又は請求項 2 に記載の電気掃除機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記の課題を解決するためには、集塵ユニットと電動送風機と制御手段とを有する掃除機本体と、掃除機本体に接続するサクションホースと、サクションホースに接続する接続パイプと、接続パイプに設けられた操作表示部と、を有する電気掃除機において、掃除機本体には、塵埃を含む気流を吸い込む吸気側ホース接続口と、塵埃を分離した気流を排気する排気側ホース接続口と、が形成され、サクションホースは、吸気側ホース接続口または排気側ホース接続口に選択的に接続する接続部を有し、接続部には、操作表示部と電気的に接続する接続端子が設けられ、吸気側ホース接続口には、接続部が吸気側ホース接続口に接続すると接続端子と接続する吸気側端子受け部が設けられ、排気側ホース接続口には、接続部が排気側ホース接続口に接続すると接続端子と接続する排気側端子受け部が設けられ、吸気側端子受け部及び排気側端子受け部は、制御手段と電気的に接続し、制御手段は、操作表示部から吸気側端子受け部または排気側端子受け部を介して入力された信号に基づき電動送風機を制御するように構成すればよい。